

★ 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十二号）（文書法制室）

- 一 改正の理由
郵政民営化法等の施行に伴い、関係条例の規定を整理した。
- 二 改正の内容

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県税条例	徴収金の納付又は納入の場所等の規定の整理
政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例	郵便貯金制度の廃止に伴う資産等報告書等の記載事項の整理
広島県情報公開条例	日本郵政公社の解散に伴う国家公務員の定義規定の整理
広島県青少年健全育成条例	郵便法の一部改正に伴う引用条項の整理
広島県道路占用料徴収条例	日本郵政公社の解散に伴う占用料の減免規定の整理
風致地区内における建築等の規制に関する条例	日本郵政公社の解散及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立に伴う風致地区内における建築等の許可の特例規定の整理

三 施行期日
平成十九年十月一日

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（人事室）

一 改正の要旨

雇用保険法及び船員保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の受給資格要件及び当該手当の支給の禁止に係る規定などの改正を行った。

二 施行期日

平成十九年七月六日。ただし、失業者の退職手当の受給資格要件の改正は平成十九年十月一日、当該手当の支給の禁止に係る規定の改正は平成二十二年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（行政管理室）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 児童福祉法等に基づく事務のうち、児童の同居の開始の届出の受付等	安芸高田市及び江田島市
二 温泉法等に基づく事務のうち、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認	三原市、三次市及び東広島市
三 身体障害者福祉法等に基づく事務のうち、身体障害者手帳の交付等	安芸高田市及び江田島市
四 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の販売営業の許可等	安芸高田市
五 社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉法人の定款の認可等	江田島市
六 高圧ガス保安法等に基づく事務のうち、第一種製造者に係る製造の許可等	安芸高田市
七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく事務のうち、産業廃棄物の不法投棄等に係る現場確認	安芸高田市
八 障害者自立支援法等に基づく事務のうち、指定障害福祉サービス事業者の指定等	呉市及び安芸高田市
九 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、大規模行為の届出の受付等	安芸高田市

2 市町を経由することにより処理する事務に追加するもの

事務の範囲	対象市町
一 栄養士法等に基づく事務のうち、栄養士免許証の交付等	安芸高田市及び府中町
二 保健師助産師看護師法等に基づく事務のうち、業務従事者の届出の受付等	安芸高田市及び府中町

三	歯科衛生士法に基づく事務のうち、業務に従事する歯科衛生士の届出の受付	町	安芸高田市及び府中
四	歯科技工士法等に基づく事務のうち、業務に従事する歯科技工士の届出の受付等	町	安芸高田市及び府中
五	調理師法等に基づく事務のうち、調理師免許証の交付等	町	安芸高田市及び府中
六	製菓衛生師法等に基づく事務のうち、製菓衛生師免許証の交付等	町	安芸高田市及び府中
七	医師法施行令に基づく事務のうち、医師免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
八	歯科医師法施行令に基づく事務のうち、歯科医師免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
九	診療放射線技師法施行令に基づく事務のうち、診療放射線技師の免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
十	臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務のうち、臨床検査技師等の免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
十一	薬剤師法施行令に基づく事務のうち、薬剤師の免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
十二	理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務のうち、理学療法士又は作業療法士の免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
十三	視能訓練士法施行令に基づく事務のうち、視能訓練士の免許の申請の受付等	町	安芸高田市及び府中
十四	クリーニング業法施行規則に基づく事務のうち、クリーニング師試験の受験願書の受付等	町	安芸高田市及び府中

三 施行期日

3 その他租税特別措置法に係る引用条項等の整理を行った。

1 2及び3以外の改正 平成十九年十月一日

2 二1の表の二の改正 温泉法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

3 二3の改正（租税特別措置法に関するものに限り。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（財政室）

一 改正の要旨

租税特別措置法及び温泉法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年七月六日。ただし、租税特別措置法の一部改正に係る改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日、温泉法の一部改正に係る改正は温泉法の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（税務室）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり法人の県民税、事業税、地方消費税及び不動産取得税に関する規定などを改正した。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 法人の県民税

個人又は人格のない社団等（法人格はないが代表者又は管理人の定めがある社団又は財団）が、受益証券を発行する信託、受益者の定めのない信託、一定の要件に該当する自己信託及び特定信託（以下これらを「法人課税信託」という。）の引受けを行う場合には、これらの者を法人とみなし、県民税の法人税割を課することとした。

(二) 法人の事業税

個人又は人格のない社団等が法人課税信託の引受けを行う場合には、これらの者を法人とみなし、事業税の所得割を課することとした。

(三) 地方消費税

法人課税信託の受託者に係る納税義務の規定を整理した。

(四) 不動産取得税

産業活力再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整理した。

(五) その他

- (1) 特定信託が法人課税信託の一部となったことに伴う規定の整理
- (2) 証券取引法の一部改正に伴う用語の整理
- (3) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理
- (4) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う規定の整理

2 法人の県民税の特例に関する条例の一部改正

特定信託が法人課税信託の一部となったことに伴う規定の整理を行った。

二 施行期日

- 1 2から5まで以外の改正 信託法の施行の日
- 2 一(五)(4)の改正 公布の日
- 3 一(一)(五)(3)の改正 平成二十年四月一日
- 4 一(一)(五)(2)の改正 証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日
- 5 一(一)(四)の改正 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日

★ 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（市町行財政室）

一 改正の理由

公職選挙法の一部改正により、県知事の選挙における候補者が選挙運動用ビラを頒布できることとされ、その作成費用を条例で定めるところにより公費負担することができるようになったことに伴い、公費負担の限度額等を定めるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 公費負担の対象

県知事選挙における候補者（供託物が県に帰属することとならない者に限る。）が頒布する選挙運動用ビラの作成費用

2 公費負担の限度額

区分	公費負担の限度額
作成枚数が五万枚以下の場合	$7.30円 \times \text{作成枚数}$
作成枚数が五万枚を超え一九万枚以下の場合	$4.88円 \times (\text{作成枚数} - 5万枚) + 365,000円 \times \text{作成枚数}$

三 施行期日等

公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される県知事選挙について適用する。

★ 修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（医療対策室）

一 改正の要旨

中山間地域等従事医師奨学金について、返還債務免除の条件に後期研修医に係る規定を追加して免除範囲を拡大するとともに、保育士修学資金の廃止に伴い関係規定を整理するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年七月六日

★ 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（職業能力開発室）

一 改正の要旨

広島県立職業能力開発校で新たに徴収する選考料、入校料及び授業料の額を次のとおり定めるなど、必要な改正を行った。

訓練課程 普通課程	授業料等の種類		単位及び金額
	選考料	入校料	
	授業料	月額九、九〇〇円	

二 施行期日等

平成十九年七月六日から施行し、授業料に係る規定は平成二十年四月一日以降に入校する者から適用する。

★ 広島空港県営駐車場管理条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（公営企業部）

一 改正の要旨

広島空港及びその周辺施設の利用者に対するサービスの向上を図るため、広島空港県営駐車場の回数券の区分に次の一時間券及び一日券を追加した。

区 分	施 設	金 額
一時間券 一枚つづり	広島空港県営第一駐車場 広島空港県営第二駐車場	一、五〇〇円 一、〇〇〇円
一日券 一枚つづり	広島空港県営第一駐車場 広島空港県営第二駐車場	八、〇〇〇円

二 施行期日

平成十九年九月一日

★ 広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（教育委員会）

- 一 改正の理由
 広島県総合グラウンドの効率的な管理運営と利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として利用料金制を導入するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

- 1 広島県総合グラウンドの施設及びその附属設備の使用料を利用料金とし、指定管理者の収入とする。
- 2 利用料金は、次に掲げる表の利用料金の範囲内で指定管理者が、知事の承認を受けて定める。

(一) メインスタジアムの利用料金

個人利用 の場合	区分		単位	利用料金の範囲
	専用利用 の場合	アマチュアス ポーツに利用 する場合		
アマチュアスポーツに利用 する場合	アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	入場料有料 の場合	一時間につき	一三、六〇〇円から二 五、三〇〇円まで
		入場料無料 の場合	半日につき	四〇、八〇〇円から七 五、九〇〇円まで
		入場料有料 の場合	一日につき	六一、二〇〇円から一 一三、九〇〇円まで
			一時間につき	二、五〇〇円から四、 七〇〇円まで
		入場料無料 の場合	半日につき	七、五〇〇円から一 四、〇〇〇円まで
			一日につき	一一、二〇〇円から二 一、〇〇〇円まで
		入場料有料 の場合	一日につき	二四、八〇〇円から四 六、一〇〇円まで
			半日につき	七四、四〇〇円から一 三八、三〇〇円まで
		入場料無料 の場合	一日につき	一一一、六〇〇円から 二〇七、四〇〇円まで
			一時間につき	五、四〇〇円から一 〇、二〇〇円まで
		入場料無料 の場合	半日につき	一六、三〇〇円から三 〇、四〇〇円まで
			一日につき	二四、五〇〇円から四 五、六〇〇円まで
			二時間につき	四〇円から一〇〇円ま で

(四) 補助競技場の利用料金

区		分		単位		利用料金の範囲	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	一日につき	八、六〇〇円から一六、二〇〇円まで	
					一時間につき	一八、三〇〇円から三四、一〇〇円まで	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	半日につき	五五、〇〇〇円から一〇二、三〇〇円まで	
					一日につき	八二、五〇〇円から一五三、四〇〇円まで	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	一時間につき	四、〇〇〇円から七、五〇〇円まで	
					半日につき	一一、〇〇〇円から二二、四〇〇円まで	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料無料の場合	入場料有料の場合	一日につき	一八、〇〇〇円から三三、六〇〇円まで	
					半日につき	二二、四〇〇円まで	

(五) 運動場の利用料金

区		分		単位		利用料金の範囲	
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一日につき	一、三〇〇円から二、六〇〇円まで	
					半日につき	四、〇〇〇円から七、六〇〇円まで	
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一日につき	六、〇〇〇円から一一、四〇〇円まで	
					半日につき	九、八〇〇円から一八、四〇〇円まで	
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一日につき	一四、八〇〇円から二七、六〇〇円まで	
					半日につき	二〇〇円まで	
個人利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一時間につき	三〇円から七〇円まで	
					二時間につき	三〇円から七〇円まで	

(五) 運動場の利用料金

区		分		単位		利用料金の範囲	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一日につき	四、一〇〇円から七、八〇〇円まで	
					半日につき	二〇〇円まで	
専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	専用利用の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	一日につき	九〇〇円から一、八〇〇円まで	
					半日につき	二、七〇〇円から五、二〇〇円まで	

個人利用の場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	利用する場 合		
		二時間につき	半日につき	一日につき
		三〇円から七〇円まで	六、六〇〇円から一、二、四〇〇円まで	一〇、〇〇〇円から一八、七〇〇円まで
		二、二〇〇円から四、二〇〇円まで		

(六) トレーニング室の利用料金

専用利用の場合	個人利用の場合	利用する場 合		
		二時間につき	半日につき	一日につき
		三〇円から七〇円まで	七〇〇円まで	一、四〇〇円から二、三〇円から七〇円まで
		二、二〇〇円から四、二〇〇円まで		

(七) 会議室の利用料金

会議室	メインスタジアム	利用する場 合	
		小	大
		四二〇円から八〇〇円まで	五六〇円から一、〇六〇円まで
		二一〇円から三九〇円まで	三三〇円から六七〇円まで

(八) 附属設備の利用料金

電光掲示盤	移動式	利用する場 合		
		一時間につき	半日につき	一日につき
		二、二〇〇円から四、二〇〇円まで	六、七〇〇円から一、二、六〇〇円まで	一〇、一〇〇円から一九、〇〇〇円まで
		一、八〇〇円から三、五〇〇円まで		

電気設備	広告設備（野球場に限る。）		湯の場合	水の場合	冷暖房設備	ストーブ	拡声装置	円盤・ハンマー兼用サークル	トラック競技速報表示器	写真判定装置	録画判定装置	光波距離計	陸上競技用具	スコアボード			
	外野席前部	内野席前部												一日につき	半日につき	一時間につき	
	一平方メートルにつき一年	一平方メートルにつき一年	一室につき一時間までごとに	一室につき一時間までごとに	一室につき一時間までごとに	一個につき一時間までごとに	一式につき一時間までごとに	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	九、〇〇〇円以内で知事が定める範囲	八〇〇円まで	五、二〇〇円から九、八〇〇円まで	三、一〇〇円から五、九〇〇円まで	一、〇〇〇円から二、〇〇〇円まで
	一キロワットにつき使用時間一時間までごとに	一平方メートルにつき一年	一室につき一時間までごとに	一室につき一時間までごとに	一室につき一時間まで	一個につき一時間まで	一式につき一時間まで	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	一式一日につき	二六〇円以内で知事が定める範囲	七、四〇〇円まで	九、三〇〇円から一七、四〇〇円まで	八、四〇〇円から一五、七〇〇円まで	一、六〇〇円から三、〇〇〇円まで

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十年四月一日

2 広島県総合グラウンド使用料条例の廃止

★ 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（警察本部）

一 改正の要旨

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察本部刑事部の分掌事務に犯罪による収益の移転防止に関する事務を加えるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年七月六日

★ 広島県議会情報公開条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）

一 改正の要旨

郵政民営化法の施行により日本郵政公社が解散することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十月一日